

## 令和2年第7回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年5月20日(水) 午前10時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 笠間八十公 委員      2番 蘇武徳行 委員  
3番 久我一仁 委員      4番 千葉みどり 委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	白鳥嘉浩
次長	鈴木学
教育総務課長	菅原光宏
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	佐々木英則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 鹿野美穂

6 出席点呼・開会

午前10時00分

教育長 本日、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和2年4月22日開催の令和2年第6回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和2年第6回教育委員会定例会会議録は、承認することとします。

## 8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長 次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。1番 笠間委員、4番 千葉委員に会議録の署名をお願いします。

## 9 教育長報告

### (1) 一般事務報告

教育長 次に、5 教育長報告を行います。

(1) 一般事務報告について、配布資料を御覧ください。

(説明)

令和2年第7回教育委員会定例会教育長報告を御覧ください。第6回教育委員会定例会後の主な対応事業について、御説明を申し上げます。詳細は別紙1を御覧いただきたいと思います。その中から主な内容について申し上げます。

4月23日、24日に、放課後児童クラブの協力依頼ということで、市内の学校を訪問してきました。放課後児童クラブは児童数が多く、密を避けられないということから、学校の施設を開放していただき、学校の先生方にも協力してもらうため、その協力依頼に学校を訪問しました。協力依頼をした学校は、児童クラブの児童数が多いところです。5月の連休明けには全ての学校に協力依頼をし、午前中は学校で児童を見ていただき、午後からは児童クラブで預かりをしております。児童クラブは、本来午後からの開所ですが、3月の臨時休業からずっと一日開所を続けていたため、指導員さん方が疲弊してしまい、各学校の校長に協力を依頼し、快く承諾していただいたところでございます。それから、5月5日の第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、学校の臨時休業について、5月11日から開催の予定を5月31日まで延長しました。12日、13日に、また学校の視察に行きましたが、各学校で登校日を設けておりましたので、登校日に感染防止対策をどのように実施しているのかを確認するために各学校を訪問しました。各学校ではしっかりと感染防止対策を実施しておりました。15日の第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、緊急事態宣言の解除を受けて、21日からの学校再開と社会教育関係施設の開放等についても決定したところでございます。その後の18日の学校長会議で、再開に向けて感染防止対策をしっかりとるよう指示をしたところでございます。

その他、児童・生徒及び教職員の生徒指導の状況については、子供たちは登校しておりませんのでなしということでございます。

以上でございますが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

(なしの声あり)

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

次に、(2) 専決処分報告 報告第5号 専決処分報告について  
(栗原市立小学校及び中学校教職員に係る新型コロナウイルス感染症  
対策のための臨時休業期間等における在宅勤務実施要領) について、  
事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書1ページをお開き願います。報告第5号 専決処分報告につ  
いて 栗原市立小学校及び中学校教職員に係る新型コロナウイルス感  
染症対策のための臨時休業期間等における在宅勤務実施要領について、  
専決処分したので報告する。

令和2年5月20日提出 栗原市教育委員会 教育長でございます。

本要領につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための臨  
時休業期間中、市立学校に勤務する県費負担教職員が在宅で勤務を行  
うことができるよう要領を制定するものであります。

在宅勤務の趣旨といたしましては、感染リスクを可能な限り防ぐこ  
とと、必要な業務を遂行することの両立を図るため、期間を区切って特  
例的に在宅勤務を可能とするものであります。

それでは、2ページをお開き願います。第2条、対象職員につしまし  
ては、学校の校務運営に支障のない範囲内で校長が認めるものとして  
おります。

第4条、対象業務につきましては、臨時休業期間中における家庭学習  
教材の作成、教材研究として授業準備、指導案の作成、教育計画の作成、  
分掌業務としております。第2項では、個人情報扱う業務は対象とし  
ないこととしております。

第5条は、勤務場所を、第6条及び第7条は、勤務時間等を規定し、  
第8条から第12条は、手続き等を規定するものであります。附則とし  
て、この訓令は、令和2年5月1日から施行するものであります。

専決処分の理由は、宮城県教育委員会の方針が4月17日に示され、  
栗原市教育委員会の要領案の作成に日数を要し、前回教育委員会に提  
案するいとまがなかったためであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

(なしの声あり)

御質問が無いようですので、報告第5号 専決処分報告について  
(栗原市立小学校及び中学校教職員に係る新型コロナウイルス感染症  
対策のための臨時休業期間等における在宅勤務実施要領) について  
を終わります。

次に、報告第6号 専決処分報告について(栗原市教育委員会会計年  
度任用職員の人事)及び 報告第7号 専決処分報告について(栗原市

教育委員会会計年度任用職員の人事)については、関連しますので、一括して事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

議事日程の綴り 6 ページをお開きください。

報告第 6 号 専決処分報告について 栗原市教育員会会計年度任用職員の人事について、下記のとおり専決処分したので報告する。

発令日 令和 2 年 4 月 2 7 日

任用期間 令和 2 年 4 月 2 7 日から令和 2 年 5 月 8 日まで

番号、所属、職種、氏名の順序で読み上げます。

- 1 文化財保護課 土木作業員 大場和正
- 2 文化財保護課 土木作業員 柳澤昭広
- 3 文化財保護課 土木作業員 折笠とき子
- 4 文化財保護課 土木作業員 二上初江

専決日は、令和 2 年 4 月 2 3 日

令和 2 年 5 月 2 0 日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。

本件につきましては、埋蔵文化財包蔵地内で太陽光発電施設建設工事に伴う確認調査を実施するにあたり、条件整備が整ったことから、早急に実施する必要が生じたため、会計年度任用職員を短期間で任用したのですが、教育委員会にお諮りするいとまが無く、専決処分したものです。

続きまして、議事日程の綴り 7 ページをお開きください。報告第 7 号 専決処分報告について 栗原市教育員会会計年度任用職員の人事について、下記のとおり専決処分したので報告する。

発令日 令和 2 年 5 月 1 4 日

任用期間 令和 2 年 5 月 1 4 日から令和 2 年 5 月 2 7 日まで

番号、所属、職種、氏名の順序で読み上げます。

- 1 文化財保護課 土木作業員 大場和正
- 2 文化財保護課 土木作業員 尾形幸一
- 3 文化財保護課 土木作業員 三塚菊治
- 4 文化財保護課 土木作業員 折笠とき子
- 5 文化財保護課 土木作業員 二上初江

専決日は、令和 2 年 5 月 1 1 日

令和 2 年 5 月 2 0 日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。

本件につきましては、埋蔵文化財包蔵地内で建売住宅分譲地造成工事に伴う確認調査を実施するにあたり、条件整備が整ったことから、早急に実施する必要が生じたため、会計年度任用職員を短期間で任用したのですが、こちらについても、教育委員会にお諮りするいとまが無く、専決処分したものです。

以上で、説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

(なしの声あり)

御質問が無いようですので、報告第6号 専決処分報告について(栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事)及び 報告第7号 専決処分報告について(栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事)についてを終わります。

次に、本日、追加配布いたしました 報告第8号 専決処分報告について(令和2年第3回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見)について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

本日配布いたしました追加日程の綴りをお開きください。

報告第8号 専決処分の報告について 令和2年第3回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見を、栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年4月1日 教育委員会規則第5号)第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年5月20日提出、栗原市教育委員会 教育長、意見 異議なし、専決年月日 令和2年5月18日であります。

本件につきましては、5月22日開会予定の市議会臨時会に提案する教育関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたことに対し、異議の無い旨、回答したものであります。

本日配布いたしました追加資料の1ページをお開きください。

提出議案につきましては、専決処分承認議案1件と、予算議案1件となっております。2ページをお開きください。9ページまでが、専決処分承認議案であります。

令和元年度栗原市一般会計補正予算(第9号)につきましては、年度末における予算執行の確認・整理に伴い、やむを得ず補正しなければならないものを地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで、市長が専決処分したもので、同条第3項の規定により、市議会へ報告し、承認を求めたものであります。具体的な内容につきましては、15ページから34ページの説明書に記載しております。歳出予算につきましては、主に31ページから33ページの10款 教育費に計上しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、10ページをお開きください。14ページまでが、予算議案であります。令和2年度栗原市一般会計補正予算(第3号)につきましては、国の令和2年度補正予算(第1号)に関連する新型コロナウイルス感染症の対応に係る各種支援策に要する予算等を編成したもので、市議会の議決を求めたものであります。具体的な内容につきましては、35ページから40ページの説明書に記載しております。

40ページをお開きください。10款2項 小学校費 及び 3項

中学校費につきましては、準要保護児童生徒に対する支援金計200万円と、給付に係る事務費を計上しております。6項 保健体育費につきましては、市内畜産業者からの寄附金相当額200万円を学校給食の賄材料費に計上しております。

以上で説明を終わります。

教育長  
蘇武委員

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

22日に臨時議会を開いて、支援策を議論するようですが、40ページの委託料で商品券があります。新聞等では他の自治体でも国の給付金にプラスして様々な支援策を取り上げているので、栗原市でも何かあるのか期待していたところです。地域としても子供たちが家にいて毎日食べるお昼代などの食費もかかり、給食費の安さを改めて感じており、給食費等の支援なども議会で承認されて進めていただけると、家庭でも助かるのではないかと思います。

教育長  
教育部長

教育関係で考えている今回の支援策を紹介してもらえますか。

40ページでございます、小・中学校の準要保護児童生徒支援金は、今年度申請され、5月までに認定された準要保護の世帯に一人当たり2万円の支援金を給付するものでございます。ただし、39ページにあります、ひとり親世帯等への臨時特別給付金の対象世帯を除く世帯に、児童・生徒一人当たり2万円の給付金を支援するものであります。それから、給食費の賄材料費ですが、築館クリーンセンターの大場社長から、給食で栗原牛を使ってほしいということで、漢方牛と栗原産仙台牛の2頭分で200万円の寄付がありました。地元産の牛肉を子供たちに食べさせたいということで、補正予算成立後に機会を見て実施したいと考えております。予算にはありませんが、奨学金の償還猶予と奨学生の追加募集をさせていただくことを追加案としております。

教育長

このような支援策を議会に提案する予定でおります。他に何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

御質問が無いようですので、報告第8号 専決処分報告について(令和2年第3回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見)についてを終わります。

## 10 議 事

教育長

次に、6 議事に入ります。

日程1 議案第41号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書8ページをお開き願います。議案第41号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月20日提出 栗原市教育委員会 教育長でございます。

本規則は、学校給食費の納入について定めております。給食費の納入については、例年であれば、4月から3月の食数を計算し、5月から2月の10回に分けて納めることとし、5月中旬に年間の納付額をお知らせしております。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業期間中の4月から予定では5月22日までは、給食を提供しておりませんので、その間の給食費は徴収しないこととし、学校が再開した後の食数を計算し、納めていただくこととするものであります。

10ページの新旧対照表でご説明します。第4条第1項に、先ほどお話しした、5月から2月の10回に分けて納めることを規定しております。第4項に、災害の発生又は感染症のまん延等により小学校、中学校及び幼稚園が休業した場合、又は児童等及び教職員等が給食の提供を受けられなかった場合の給食費の納入については、教育長が別に定めるとする規定を追加するものであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長  
蘇武委員

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

新型コロナウイルス感染症対策の支援も含めて、小・中学校の給食費の無償化の議論はないのでしょうか。

鈴木次長

今のところ、市の会議の中では出ておりません。教育部内の検討としては、県内の自治体の動向を見ている状況です。町村では無償化ができておりますが、人口3万人以上の市では、歳入が億単位で減となるため、一般会計への影響が大きいことから、現在は他自治体の情報収集をしている状況です。

教育長

給食費の無償化については、議会でも何度か質問がありましたが、栗原市では、幼稚園・小学校・中学校で3億円、幼稚園だけで5千万円、幼稚園を除いても、2億5千万円となるため、そこまでは踏み切っていない状況です。

蘇武委員

国が認めれば、国からの補助があると思いますが、給食費は日本全国で4千4百億円で、そのうち栗原市は3億円ということで、国からどの程度の補助があるかになると思います。

鈴木次長

今回のコロナウイルスの国の支援は1兆円で、そのうち一次配分で栗原で3億3千万円となります。今回の支援策はこの一次配分を財源に実施することとしており、今後、国からの2次配分があれば、給食費の無償化の財源にもなると考えられます。

蘇武委員  
教育長

他の動向を見るより、栗原市が先陣を切って頑張っていたideきたい。

他に御質問ありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、日程1 議案第41号 栗原市学校等の給食費

に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次の 日程 2 議案第 4 2 号 栗原市奨学生選考委員会委員の人事については、人事に関する案件でありますので、秘密会として御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、日程 2 議案第 4 2 号 栗原市奨学生選考委員会委員の人事については、秘密会として審議します。

教育長

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

教育部長入室のため、暫時休憩します。

(教育部長入席)

休憩中の会議を再開します。

## 1 1 その他

教育長

次に、7 その他に入ります。事務局から報告があります。

学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る栗原市教育委員会の対応について、資料 1 ページと追加資料の 4 1 ページをお開き願います。資料の 1 ページには、5 月 1 1 日からの対応では 3 1 日まで休業としておりましたが、5 月 1 4 日の緊急事態宣言の解除を受け、資料 4 1 ページの以下の 5 つの対策を講じた上で、5 月 2 1 日 (木) から幼稚園、小学校、中学校を再開いたします。なお、小・中学校は 2 1 日、2 2 日は、午前授業とし、給食の提供はいたしません。2 5 日から通常の授業とし、給食も提供いたします。2 ページにつきましては、これまで 3 1 日までの分散登校としておりましたが、2 0 日までの予定で実施しております。

次に、5 ページを御覧ください。令和 2 年度栗原市立学校評議員の一覧であります。評議員については、小学校が 4 4 人、中学校が 2 9 人、幼稚園が 3 0 人、合計 1 0 3 人を委嘱しております。

次に、追加資料の 4 2 ページを御覧ください。夏季休業の短縮 (案) について御説明します。登校日を臨時休業とした日数は、2 7 日間でありました。その遅れを取り戻すために夏休みを短縮し、8 月 8 日から 1 9 日の 1 2 日間とし、前後の 7 月 2 1 日から 8 月 7 日までと、8 月 2 0 日、2 1 日の計 1 4 日間を振替授業日としたいと考えておりますので、御意見がありましたら、お願いいたします。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

続きまして、資料 1 ページと追加資料の 4 1 ページをお開き願います。資料 1 ページの放課後児童クラブの対応につきましては、3 密を回避するため、5 月 1 1 日から、午前 7 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分まで、各地区の小学校で児童クラブを運営いたしました。学校が始ま

る明日からは、通常の開所となります。

次に、社会教育施設、社会体育施設の対応でございますが、追加資料の41ページで御説明いたします。公民館は、本日から施設の利用を再開しております。けやき会館、栗原文化会館、若柳総合文化センターも本日から再開しておりますが、大ホールは利用を自粛しており、大ホールを除いて利用を再開しております。伊豆沼交流センターは当分の間、利用を停止しております。図書館と公民館図書室は、図書の貸出と返却のみ実施しております。寒湯番所跡は、本日から、千葉周作ゆかりの家は明日から開館いたします。体育館施設は、5月31日まで利用を停止しております。

以上であります。

教育長  
笠間委員

各課から説明が終わりましたが、何か質問、御意見はありませんか。

学校が始まってからのガイドラインで、マスクの着用や手洗い場での密集や密接を防ぐとありますが、給食が始まり、歯磨きをするようになると、手洗い場での密接を防ぐことは難しいと思いますが、食べたら磨くという基本的な生活習慣が休み中に崩れていることもあるので、学校で何とか工夫して歯磨きをしていただきたいと考えます。歯磨きについては各学校の対応となるのでしょうか。

高橋副参事

昨日、学校の養護教諭の会議があり、その中で歯磨きについても話がありました。基本的にはそれぞれの学校の実態と取り組みにより各学校の対応となりますが、自席で歯磨きをして、時間差で手洗い場に行くなどの工夫はできるのではないかと話したところです。

久我委員

学校再開に向けて、保護者や地域の方から教育委員会に対して、意見や要望等の問い合わせはありましたか。

鈴木次長

3月2日から臨時休業としておりましたが、3月の最終週に一時的に部活動を再開した際には、再開はまだ早いとの意見がありました。その時期に大崎市で感染者が発症し、その後は全面的に閉鎖にしております。それ以降は、4月中の感染者がピークのころには、登校日に学校に行かせたくないという意見がありました。5月の連休明け以降は、特に心配するという意見はありません。むしろ、そろそろ学校を再開してほしいとの要望が、各学校に寄せられていると伺っています。

久我委員

栗原市は岩手県に隣接しているので、様々な意見があると思います。私のところにも意見があり、教育委員会の判断も大変だと思いますが、よろしく願います。

教育長

登校日については、いろいろな意見があり、そろそろ学校をスタートさせてほしいという保護者もいるようです。

千葉委員

先ほど歯磨きを自席ですとの話がありましたが、机で歯磨きをすると唾液が飛ぶと思うので、その都度机等の消毒を徹底してほしいと思います。

高橋副参事 手洗いや消毒は、十分留意して行います。

笠間委員 教室の机の数と生徒の数は決まっているので、3密を避け、マスクをして距離を広げるのは難しいのではないのでしょうか。

教育長 教室の戸を開け放し、換気を常にして補うようにして風の通りをよくします。

笠間委員 夏休みの登校日について、エアコンの設置率が全国的には70%くらいのところ、栗原市は全学校にエアコンをつけていただいて感謝しています。

蘇武委員 夏休みの振替授業日は終日授業になるのですか。午前授業ではないのですね。それから、登校日なので、休んだ場合は欠席扱いとなるのですか。これはいつ頃周知するのですか。

鈴木次長 市の対策本部会議に承認していただき、近日中に周知する予定です。

教育長 夏休みの期間についてはどうでしょうか。臨時休業の27日間の中で、5日から6日は行事等で授業ができないので、実質21日間位が授業日になります。そうすると、14日間では補いきれないことになりませんが、あとは予備時数で補うことができると考えます。

笠間委員 受験が心配されますが、この14日間には音楽や美術も含まれるのでしょうか。

教育長 通常の授業です。

蘇武委員 冬休みや春休みを振替授業日にすれば、教科はすべて終わらせることができるのではないのでしょうか。

教育長 入試の前に教科はすべて終わらせなければならないので、春休みでは遅いことになります。

久我委員 夏休みはお盆の期間だけでも良いのではないのでしょうか。第2波、第3波が来ることを考えると、授業日数を確保した方がよいと思います。

教育長 他の自治体の状況を見ると、大体12日間くらいで、大崎市は、栗原市と同じで、登米市は、日数は同じ12日間で日にちが1日違っているようです。

蘇武委員 修学旅行や学習発表会などの学校行事については、各学校の対応となるのでしょうか。どのような指導をしていますか。

教育長 すべて夏休み以降に実施予定としておりますが、今後、第2波や第3波が来れば、中止となることも考えられます。やり方を工夫して実施する予定としております。これまでの学校のやり方、行事のやり方は変わってくると思います。オンライン授業も、これからの授業のスタイルに入ってくるので準備をしています。今までと同じ学校の生活はできないと思います。

教育長 ほかにありませんか。  
(なしの声あり)  
質問がないようですので、7 その他を終わります。

1 2 次回教育委員会の開催日程

教育長

次回教育委員会の日程について、お諮りします。

6月25日、木曜日、午後2時からとしてはいかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、6月25日、木曜日、午後2時からの開催とさせていただきます。

1 3 閉会

教育長

以上を持ちまして、令和2年第7回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時13分

1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程 1 議案第41号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

日程 2 議案第42号 栗原市奨学生選考員会委員の人事について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月25日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

〃 \_\_\_\_\_